

「改訂7版 測量業者登録申請の手引き」正誤表

2007.8

このたびは、「改訂7版 測量業者登録申請の手引き」をお買上いただき厚く御礼申し上げます。
本文中に下記の訂正箇所がございました。

深くお詫び申し上げますとともに、訂正をお願いいたします。

訂 正 前	訂 正 後
<p>1) P58,P82,P96 測量士名簿記載事項証明書 (最下欄) 総務部総務課<u>試験登録係</u> 印</p>	<p>1) P58,P82,P96 測量士名簿記載事項証明書 (最下欄) 総務部<u>総務課長</u> 印</p>
<p>2) P59,P83,P97 【法人及び個人の場合】 (2段目) 測量士名簿の記載内容と、勤務先名称等現況とに相違がある場合には、測量士名簿記載事項変更届(次頁の様式)を国土地理院に提出し、名簿の記載事項を変更すること(その際に、測量士名簿記載事項証明書<u>を必要とする旨の文書</u>と所要の切手を貼付した返信用封筒を同封すること。)</p>	<p>2) P59,P83,P97 【法人及び個人の場合】 (2段目) 測量士名簿の記載内容と、勤務先名称等現況とに相違がある場合には、測量士名簿記載事項変更届(次頁の様式)を国土地理院に提出し、名簿の記載事項を変更すること(その際に、測量士名簿記載事項証明<u>願</u>と所要の切手を貼付した返信用封筒を同封すること。) P59のみ所用 所要</p>
<p>3) P59,P83,P97 【法人及び個人の場合】 (3段目) 測量士名簿の記載内容と現況が一致している場合は、測量士名簿記載事項証明<u>書</u>を必要とする旨の<u>文書</u>と所要の切手を貼付した返信用封筒を同封して、国土地理院に請求し、返送された証明書の原本を添付する。</p>	<p>3) P59,P83,P97 【法人及び個人の場合】 (3段目) 測量士名簿の記載内容と現況が一致している場合は、測量士名簿記載事項証明<u>願</u>と所要の切手を貼付した返信用封筒を同封して、国土地理院に請求し、返送された証明書の原本を添付する。</p>
<p>4) P60,P84,P98 測量士・測量士補名簿記載事項変更届 備考： <u>5 本変更届けの写しを必要とする場合は、その旨の文書と所要の切手を貼った宛先明記の封筒を同封すること。</u> <u>6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とすること。</u></p>	<p>4) P60,P84,P98 測量士・測量士補名簿記載事項変更届 備考： <u>5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とすること。</u> <u>6 (削除)</u></p>

(該当箇所：アンダーライン部分)